

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	165	13
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6,162	889
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	707	178

表 - 2（1） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係 - 全国）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	件数	大気関係					その他
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}		
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政			
		設置者による測定					
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第22条第1項に基づく改善命令件数	16	12	1	11	3	1	
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	11	10	2	8	0	1	
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0	
口頭指導件数 ^{注1)}	1,800	57	39	18	986	757	
文書指導件数 ^{注1)}	1,541	53	28	25	1,320	168	
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-	

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数 (水質関係 - 全国)

(平成 2 0 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日)

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第 1 5 条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 1 5 条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 3 条第 3 項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
瀬戸内海法第 1 1 条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	57	1	1	0	18	38
文書指導件数 ^{注1)}	79	1	0	1	64	14
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注 1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第 1 5 条)、改善命令及び一時停止命令 (法第 2 2 条第 1 項)、並びに措置命令 (法第 2 3 条第 3 項、瀬戸内海法第 1 1 条) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 3) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係－全国）^{注1)}

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		85 ^{注3)}	41	44	2 ^{注4)}	1	1
注5) 措置状況	口頭指導件数	57	39	18	1	1	0
	文書指導件数	53	28	25	1	0	1
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	12	1	11	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	10	2	8	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	5	3	2	1	1	0
	その他	8 ^{注6)}	2	6	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	42	22	20	1	1	0
	対策実施中	37	17	20	1	0	1
	廃止	6	2	4	0	0	0
	未対応	0	0	0	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成20年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。

同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成20年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 廃棄物焼却炉84、製鋼用電気炉1

注4) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設1、フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設1

注5) 表Ⅱ－1及び表Ⅱ－2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、8件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

(都道府県別)

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
北海道		120	12
青森県	6	91	6
岩手県	1	22	5
宮城県		15	14
秋田県	3	52	11
山形県	5	129	20
福島県		20	14
茨城県		243	7
栃木県		101	22
群馬県		121	
埼玉県	1	413	49
千葉県		247	17
東京都		68	18
神奈川県		96	5
新潟県		46	8
富山県		8	5
石川県		56	
福井県	1	235	9
山梨県		98	3
長野県	5	549	9
岐阜県		274	12
静岡県	2	122	16
愛知県		568	8
三重県	1	128	5
滋賀県		19	12
京都府		92	9
大阪府		62	6
兵庫県	1	67	4
奈良県		50	
和歌山県		1	1
鳥取県		114	20
島根県		37	6
岡山県	47	72	1
広島県	1	77	12
山口県		6	7
徳島県		31	10
香川県		108	19
愛媛県		18	
高知県			
福岡県	5	167	8
佐賀県		158	
長崎県		138	16
熊本県	2	66	4
大分県	2	50	1
宮崎県		53	52
鹿児島県		7	7
沖縄県		5	5

(政令市別)

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		16	4
仙台市		21	9
さいたま市		42	5
千葉市		23	10
横浜市		15	16
川崎市		19	9
新潟市		5	5
静岡市		25	5
浜松市		6	
名古屋市	1	85	10
京都市		8	8
大阪市		126	
堺市		16	8
神戸市		9	4
岡山市	7	60	
広島市		10	1
北九州市		19	9
福岡市		12	4
函館市		6	
旭川市		2	2
青森市		33	
盛岡市			
秋田市		3	3
郡山市		2	2
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
川越市		14	14
船橋市		6	6
柏市		4	4
横須賀市		8	
相模原市		79	19
富山市		3	5
金沢市			
長野市		37	8
岐阜市		20	
豊橋市		4	1
岡崎市	40	40	2
豊田市		55	3
高槻市	2	8	2
東大阪市		4	4
姫路市		19	
西宮市	4	2	2
奈良市		1	
和歌山市	1	4	4
倉敷市			
福山市		12	7
下関市			
高松市		8	2
松山市		1	
高知市			
久留米市		1	1
長崎市	20	3	1
熊本市		3	
大分市		7	
宮崎市		6	3
鹿児島市	4	24	24
合 計	165	6162	707

表Ⅱ－４（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
						設置者による測定	行政			
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県					1	1		1		
福島県										
茨城県										
栃木県					2	2		2		
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県					1	1	1			
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県					1	1		1		
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県					1	1		1		
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県					1	1		1		
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県					2	2		2		
鹿児島県										
沖縄県					1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による行政		
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市					3				3
川崎市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
相模原市					1	1	1		
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市					1				1
合計	0	0	0	0	16	12	1	11	3

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県	1	1		1		
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県	1	1	1			
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県	1	1		1		
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県	1	1		1		
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県	1	1		1		
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県	1	1	1			
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県	2	2		2		
鹿児島県						
沖縄県	1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注２)}	その他	法第２３条第３項に基づく措置命令件数
	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定	行政			
	基準超過判明の端緒 ^{注１)}	設置者による測定					
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
川崎市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
相模原市	1	1		1			
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	1						1
合計	11	10	2	8	0	1	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、並びに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2）}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1）}			
			設置者による測定	行政		
北海道	20				6	14
青森県	5	1	1		3	1
岩手県	6				4	2
宮城県	11	1		1	10	
秋田県	1	1	1			
山形県	56				11	45
福島県						
茨城県	214				73	141
栃木県	22	2		2	20	
群馬県	37	6	6		1	30
埼玉県	84				20	64
千葉県	20				20	
東京都	122				108	14
神奈川県	20	1		1	15	4
新潟県	56	10	10		2	44
富山県	24	1	1		19	4
石川県	14				14	
福井県	28	3	1	2	15	10
山梨県	57	1		1	22	34
長野県	13					13
岐阜県	6				6	
静岡県	51				41	10
愛知県	96				7	89
三重県	52				42	10
滋賀県	23				15	8
京都府	3				1	2
大阪府	66	4		4	62	
兵庫県	26				26	
奈良県	62				12	50
和歌山県	4				3	1
鳥取県	33	4	1	3	29	
島根県	16				15	1
岡山県	13				13	
広島県	43				28	15
山口県	16				16	
徳島県	45	4	4		35	6
香川県	13	1		1	12	
愛媛県	18				18	
高知県	1	1	1			
福岡県	86				81	5
佐賀県	28	3	3		17	8
長崎県	1					1
熊本県	15	1	1		10	4
大分県	28				6	22
宮崎県	3				3	
鹿児島県						
沖縄県	12					12

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}					
		排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2）}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}				
		設置者による測定	行政			
札幌市	3				1	2
仙台市	1					1
さいたま市	2	2		2		
千葉市	1	1	1			
横浜市						
川崎市	3				3	
新潟市						
静岡市						
浜松市	6				6	
名古屋市	7				5	2
京都市	2				2	
大阪市	4					4
堺市						
神戸市	9					9
岡山市	60				17	43
広島市	27				27	
北九州市						
福岡市						
函館市	4					4
旭川市						
青森市	7					7
盛岡市	8	8	8			
秋田市						
郡山市	1				1	
いわき市	1				1	
宇都宮市						
川越市						
船橋市	2				2	
柏市						
横須賀市	2				2	
相模原市						
富山市						
金沢市	1				1	
長野市	14				3	11
岐阜市	20				20	
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
高槻市	1					1
東大阪市						
姫路市	4				4	
西宮市						
奈良市	1				1	
和歌山市	5					5
倉敷市						
福山市	15				15	
下関市	2				2	
高松市						
松山市	2				1	1
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市	5				2	3
大分市	5				5	
宮崎市						
鹿児島市	5	1		1	4	
合 計	1800	57	39	18	986	757

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}				設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2）}	その他	罰則適用 件数
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定			
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}	行政				
北海道	4				1		3
青森県	2	2	2				
岩手県							
宮城県	11				11		
秋田県	2	2			2		
山形県	4						4
福島県	2	2	2				
茨城県	5	1	1				4
栃木県	15	1		1			14
群馬県	3	3	3				
埼玉県	30	3	3		17		10
千葉県	32	2	1	1	30		
東京都							
神奈川県	2	2	1	1			
新潟県	1	1	1				
富山県	57				57		
石川県	3				3		
福井県	34	2	1	1	21		11
山梨県	72	1		1	69		2
長野県	4	1		1			3
岐阜県	3				3		
静岡県	8	5	2	3	3		
愛知県	9				3		6
三重県	14				14		
滋賀県	18				18		
京都府	1						1
大阪府	88	5		5	83		
兵庫県							
奈良県	104				104		
和歌山県							
鳥取県	4	4	1	3			
島根県	1						1
岡山県	7				6		1
広島県	33				32		1
山口県	28				28		
徳島県	76	2	2		74		
香川県	37	1		1	6		30
愛媛県	64				64		
高知県	80				80		
福岡県	32	5	5		6		21
佐賀県	39				39		
長崎県							
熊本県	2	1	1		1		
大分県							
宮崎県							
鹿児島県	277	1	1		276		
沖縄県							

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2）}	その他	罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定			
		行政					
札幌市	1				1		
仙台市							
さいたま市	2				2		
千葉市	45				45		
横浜市	2	2		2			
川崎市							
新潟市	51				51		
静岡市							
浜松市	6				6		
名古屋市	4				4		
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市	19				19		
岡山市	104				104		
広島市	23				22	1	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市	2					2	
盛岡市							
秋田市							
郡山市	16					16	
いわき市							
宇都宮市							
川越市	1	1		1			
船橋市							
柏市							
横須賀市	8					8	
相模原市							
富山市	1	1	1				
金沢市	1				1		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市	4				4		
西宮市							
奈良市							
和歌山市	27					27	
倉敷市							
福山市	1				1		
下関市							
高松市							
松山市	11				11		
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	3	1		1		2	
合計	1541	53	28	25	1320	168	0

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
（都道府県別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
北海道			20
青森県			8
岩手県			1
宮城県			1
秋田県			
山形県			18
福島県			9
茨城県			15
栃木県			13
群馬県			9
埼玉県			57
千葉県			36
東京都			64
神奈川県			42
新潟県			8
富山県			3
石川県			4
福井県			14
山梨県			13
長野県			5
岐阜県			70
静岡県			25
愛知県			83
三重県	1		26
滋賀県			
京都府			5
大阪府			6
兵庫県			25
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			7
島根県			19
岡山県			9
広島県			17
山口県			2
徳島県			5
香川県			11
愛媛県			4
高知県			
福岡県			2
佐賀県			15
長崎県			6
熊本県			6
大分県			
宮崎県			14
鹿児島県			1
沖縄県			

（政令市別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
札幌市			1
仙台市			
さいたま市			4
千葉市			3
横浜市			18
川崎市			8
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市			27
京都市			
大阪市			9
堺市			
神戸市			13
岡山市			12
広島市			
北九州市			6
福岡市			
函館市			1
旭川市			2
青森市			
盛岡市			
秋田市			4
郡山市			1
いわき市	1		1
宇都宮市			1
川越市			
船橋市			
柏市			
横須賀市			6
相模原市			
富山市			3
金沢市			
長野市			5
岐阜市			2
豊橋市			
岡崎市	9		9
豊田市			44
高槻市			
東大阪市			
姫路市			
西宮市			2
奈良市			
和歌山市			3
倉敷市			
福山市			
下関市			1
高松市			
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市	2		
熊本市			4
大分市			4
宮崎市			1
鹿児島市			1
合計	13	889	178

表Ⅱ－５（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（２b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定		
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定		
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
			設置者による測定	行政		
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2）}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}			
		設置者による測定	行政		
北海道					
青森県					
岩手県	2				2
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県	1			1	
千葉県					
東京都					
神奈川県	1				1
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県	1				1
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県	17				17
三重県	3			1	2
滋賀県					
京都府					
大阪府	3			3	
兵庫県	5			5	
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県	1			1	
広島県	1				1
山口県					
徳島県					
香川県	1			1	
愛媛県					
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2）}	その他	
	排出基準超過事業場への措置状況			基準超過判明の端緒 ^{注1）}				
				設置者による測定	行政			
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市	1						1	
川崎市	2					2		
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市	12						12	
広島市	1					1		
北九州市								
福岡市								
函館市	1						1	
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市	1					1		
相模原市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市	2					2		
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市	1	1		1				
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合 計	57	1		1		0	18	38

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}					罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2）}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定			
	行政					
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県	6				6	
石川県						
福井県						
山梨県	2				2	
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県	1				1	
京都府						
大阪府	22	1		1	21	
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県	1					1
岡山県						
広島県	2				2	
山口県	1					1
徳島県						
香川県	3					3
愛媛県	4				4	
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}					罰則適用件数	
	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2）}	その他		
	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定				
	行政	設置者による測定					
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	10				10		
横浜市							
川崎市							
新潟市	13				13		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	5				5		
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	3					3	
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	6					6	
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	79	1	0	1	64	14	0

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。